

私設量水器（使用・変更・廃止）届

東京都下水道局長 殿

年 月 日

お客さま番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所

氏名（名称）

使用場所住所※

使用場所名称※

※申請者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。

東京都下水道条例施行規程第28条第1項第5号に規定する量水器として、下記量水器を（使用・変更・廃止）することを届け出ます。

記

1 量水器の仕様等

新/旧・廃 区分	量水器仕様				取付月日	取外月日	提出月日
	製作所名	製造番号	口径	有効期限	取付指針	取外指針	指針
新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³
新設					月 日 m ³	/	月 日 m ³
旧・廃止					/	月 日 m ³	月 日 m ³

(注) 使用水量を計測するために設置している量水器については、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項に規定する特定計量器であって、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

ア 計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されていること。

イ 検定証印等の有効期間内であること。

(注) 使用水量を計測するために設置している特定計量器については、計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に規定された有効期間8年を遵守すること。

2 維持管理上の諸条件

- (1) 適正な計量が行えるよう維持管理すること。
- (2) 量水器は有効期間内に交換すること。
- (3) 不良及び故障の際は直ちに修復又は交換すること。
- (4) 異常が発生した場合及び量水器の変更、移設又は廃止をした場合は、速やかに下水道局へ連絡すること。なお、量水器を変更又は廃止した場合は、当局職員が取外指針を確認するまで、旧量水器を手元で保管しておくこと。
- (5) 有効期間内に量水器を交換しない場合は、下水道局が指示する汚水排出量の認定方法（原則として、下水道局が設置するポンプの稼働時間を計測する装置（時間計）による認定）に同意すること。